

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正案の概要について

【「1 構造の安定に関すること」関係】

- 1-3 免震建築物に関する表示事項の新規追加
免震建築物である住宅について、その旨を表示する事項を新たに追加します。

- 1-1, 1-4 準耐力壁の位置づけ
枠組壁工法において、準耐力壁の位置づけを行います。

【「3 劣化の軽減に関すること」関係】

- 3-1 コンクリートの凍結融解対策における仕様の追加
コンクリートの凍結融解対策について、現在の基準と同等の性能と認められる仕様を追加します。

【「4 維持管理への配慮に関すること」関係】

「4 維持管理への配慮に関すること」を「4 維持管理・更新への配慮に関すること」に変更します。

- 4-3 更新対策（共用排水管）に関する表示事項の新規追加
共同住宅における共用排水管の更新の容易さを表示する事項を新たに追加します。
- 4-4 更新対策（住戸専用部）に関する表示事項の新規追加
共同住宅における間取りの変更の容易さを表示する事項を新たに追加します。

【「6 空気環境に関すること」関係】

- 6-4 吹付けアスベスト等の使用状況に関する表示事項の新規追加
既存住宅における個別性能に係る表示事項として、吹付けアスベスト等の使用状況を表示する事項を新たに追加します。
- 6-5 室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定に関する表示事項の新規追加
既存住宅における個別性能に係る表示事項として、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定を表示する事項を新たに追加します。